

兵高教組 臨時教職員ニュース

第2号 2007年9月25日
兵庫県高等学校教職員組合
電話：078-341-6745
http://www.hyogo-kokyoso.com

臨時教職員

安心して働き、生活できるように

正規採用を増やせ！ 賃金と労働条件を 大幅に改善せよ！



今や、学校は臨時教職員なしには成り立ちません。日本の教育に大きな役割を果たしているにもかかわらず、その賃金と労働条件はあまりにも劣悪です。公務員だからと、「パート労働法」などの保護法制が適用除外になり、非正規だからと、公務労働者の身分保障がないという、「法の谷間」におかれているのが原因です。

生活保護水準の臨時教職員の賃金

非常勤講師の「時間給」は2790円ですが、授業準備、雑務、待機時間を入れると、実質の時間給は1000円未満。月収は数万円～十数万円弱にしかありません。しかも、夏休みの月収はゼロ。日々雇用職員の時間給は800円。フルに働いても月収12万円。とても生活できません。



将来設計ができない

臨時教職員の場合、3月末にならないと新年度からの雇用があるかどうか分からないという場合が少なくありません。

突然雇い止めを言い渡されて、1週間で次の仕事はそう簡単には見つかりません。毎年そんな状態では、将来にわたる人生設計をすることができません。好きな人がいても、結婚もためらってしまう……。あんまりです。

「法の谷間」におかれている公務の非正規職員

マスコミも注目

一般には、「雇用が保障され生活が安定している」と思われがちな公務の労働現場。しかし、財政難の中、低賃金で不安定な非正規雇用の職員が増えています。

参議院選挙で与党が大敗し、格差を生み出す「構造改革」への批判が広がる中で、マスコミも関心を向け始めました。9月19日の朝日新聞が「『働けど貧乏』役所でも」という大きな記事を掲載。「官製ワーキングプア」の問題が置き去りになっていないかと問題提起しました。

権利なき「法の谷間」

公務員には、労働基準法のいくつかの保護条項が適用除外になるほか、育児介護休業法やパート労働法などが適用されません。一方、正規の公務員労働者に適用される保護規定は、非正規であるという理由で適用されません。

公務の職場だから、民間より優遇されているという先入観がありますが、実は公務の非正規職員は「法の谷間」に置かれており、民間では違法な突然の雇い止めや非常勤講師の無年休などの無法がまかり通っています。

改善の力は 労働組合の運動と、あなたの声と行動

職場に兵高教組あり！

労働者の賃金や労働条件を改善するために、労働組合があります。県下の県立学校（高校・障害児学校）にも、兵庫県高等学校教職員組合（兵高教組）が、様々な活動を行っています。

正規の教職員の身分保障が手厚かったり、休暇制度などが整備されていたりするのは、兵高教組が当局と交渉して、これらの権利や待遇を勝ち取っているからです。

非正規労働者の運動を本格的に！

従来の労働組合運動は、正規職員によるものを中心でした。しかし、今や非正規労働者が青年の半数にもものぼるという新たな状況の中で、非正規労働者による労働組合運動が広がり始めています。

兵庫でも、9月1日、パートや派遣など1人でも入れる「兵庫青年ユニオン〜波〜」が結成されました。

あなたも兵高教組と共に！

兵庫県の臨時教職員の待遇は、近隣県に比べても劣悪です。その最大の原因は、兵高教組に臨時教職員の組合員が少ないことです。

今、兵高教組は、臨時教職員の賃金と待遇改善を進める大運動をすすめています。その成否は、当事者である臨時教職員自身の声と行動です。臨時教職員の皆さんに、兵高教組とともに運動に参加されることを呼びかけます。

臨時教職員の集いと臨時教職員アンケートを実施します。是非、ご参加・ご協力をお願いします。

臨時教職員の 待遇改善を目指す 臨時教職員の集い

思いと要求を持ち寄ろう！

日時：2007年10月14日（日） 午後15：00～
場所：兵庫高教組会館3階大会議室 **誰でも参加できます！**

報告：臨時教職員をとりまく情勢
交流：①聞いて！聞いて！臨時の思い！
②臨時教職員の賃金・待遇改善のために
交流・親睦会（オプション 17時～）
元町駅近くの居酒屋にて（予算3000円程度）
可能な限りおつきあいください。
申し込み：10月11日（木）締め切り
資料の準備等の都合がありますので、
なるべく事前にお申し込み下さい。
組合員：執行部への意見表明のチャンス！
本部より旅費を支給します。是非ご参加を！



別紙の臨時教職員アンケートに、
是非、ご協力下さい！

昨年度の要求書です。ご意見やご要望があれば、別紙の「臨時教職員アンケート」をお願いします。

兵高教組総発第145号
2006年11月13日

兵庫県教育委員会
教育長 吉本知之 様

兵庫県高等学校教職員組合
中央執行委員長 津川知久

臨時教職員の賃金・権利等に関する要求書

日頃より、兵庫の教育の発展のため、ご努力いただいていることと存じます。

さて、兵庫県内の県立学校では500人を超える常勤講師と、のべ10000時間にも及ぶ非常勤講師が任用され、教職員の中でも少なくない人数となっています。地方公務員法第22条は定数内教職員は原則として正規職員を配置する旨を謳っており、このように多数の臨時教職員を任用し続けることはこれに抵触するものです。また、常勤の臨時教職員の待遇は、現実的に正規職員と変わらない業務を日々行っているにもかかわらず、その職務に見合うものにはなっていません。待遇の悪さは非常勤講師についても同様です。兵庫の教育は、多くの臨時教職員の支えによって成り立っています。学校現場において臨時教職員が担う役割は大きく、その職責からも待遇改善は早急に行われなければならない状況があると考えます。つきましては、正規採用枠の拡大とあわせ、臨時教職員の生活と権利を守るため、以下の事項を強く要求します。

記

- 30人学級を実現し、教職員の採用数を大幅に増やすこと。
- 定数内の教職員は、原則として正規職員で任用すること。
- すべての臨時講師が臨時教諭となるよう、移行要件を改善すること。
- 基本賃金や一時金の削減を行わず、生活改善につながる賃上げを行うこと。特に、常勤職員の一時金の勤務期間率の算定に関わって、任用の都合により4月1日に任用の空白をおく者については30日に満たない場合でも一月に換算するよう改善すること。
- 地方公務員法第22条第2項にもとづく任用の更新については、任命権者の責任で行うこと。特に、学校長からの内申については、客観性と公平性をもとに慎重な対応を行うこと。
- 産休代替で配置される臨時教職員については、地方公務員法第17条による採用を行うこと。なお、年度を越える場合は次年度の雇用について本人の希望を聞き、継続を希望するものについては、最大限その希望に添えるよう努めること。
- 希望する臨時教職員には継続雇用ができるよう、最大限の配慮を行うこと。
 - 臨時講師について、「2年を上限とする」という学校長への指導は行わないこと。臨時講師であることを理由に、継続が行われないということがあることから、学校現場の実態にもとづき必要に応じて2年を超えての任用を積極的に行うこと。

(2) 臨時的任用による技能労務職員について、「1年を上限とする」という学校長への指導は行わないこと。また、1年で機械的に任用を打ち切っている校長に対しては、必要に応じて複数年の任用更新を行うよう指導を行うこと。

8. 労働条件の明示には労働基準法を厳守のうえ文書でもって行うこと。また、法の趣旨を逸脱するような対応をとる校長に対しては厳正に対処すること。

9. 教職員採用試験の実施について、次の事項を実現すること。

- 採用枠を拡大し、すべての教科にわたって採用試験を実施すること。
- 臨時教職員の経験を採用試験において考慮すること。
- 寄宿舎教員の採用試験を実施すること。
- 技能労務職員の採用試験を実施すること。
- 受験資格の年齢制限を撤廃すること。
- 過去に1次試験を合格した者については、次年度以降の1次試験を免除すること。
- 採点基準を、簡便な方法で知ることができるようにすること。
- 採用試験の結果を詳細に開示すること。
- 採用試験を受験する常勤の臨時教職員については、職専免を適用すること。
- 外国語のヒアリングテストなどで、教室や座席の位置で聞き取れる音の差が出ないよう、最大の配慮をおこなうこと。また、受験者の要望に対しては誠実に対応すること。
- 面接試験の際、試験官は受験者に対して紳士的かつ丁寧な対応をおこなうよう徹底すること。また、試験官の氏名と立場を受験者にわかるように明示すること。
- 選考試験日について、近畿他府県の試験日と重ならないようにすること。

10. 「常勤」教職員に関する以下の要求の実現を図ること。

- 臨時教諭制度完全実施まで、教育職1級適用者の号給の頭打ちを廃止すること。
- 月の途中での任用者に対し、住居手当や扶養手当を日割り計算し、支給すること。
- 一時金の基準日1ヶ月前に退職した教職員に対しても勤務実態に応じて一時金を支給すること。
- 権利として保障されている産休を実効あるものとして保障すること。
- 常勤講師の退職金を大幅に増額すること。
- 代替教職員の長期休業中の任用については、教育の継続性にとって重要であるとともに、退職手当にも大きな影響を与えかねない。長期休業中も配当すること。
- 代替教職員の任用期間は年度をまたがる場合であっても、年度末で任用を切ることなく、任用事由の休職期間を雇用期間にすること。
- 常勤講師に対して次年度の採用日を4月1日とするか4月2日にするかが選択できることを校長を通じて周知させること。
- その他、常勤講師の権利について、各校長に周知徹底すること。

11. 非常勤職員（時間講師）に関する以下の要求の実現をはかること。

- 人勸の影響を受けない職種であるため人勸の内容にかかわることなく、賃金の改善を行うこと。
- 労働基準法を厳守のうえ、労働条件を文書での明示し、給料明細を発行すること。
- 報酬の変動は生活に直結する。時間単価方式から月額方式へと改めること。
- 一時金、退職金を支給すること。
- 試験の準備や採点等、勤務時間を超える勤務が余儀なくされている現状が放置されている。実態に応じて超勤手当等の支給を行うこと。
- 契約にない仕事を行わせないこと。
- 同一校で16時間を超える授業を担当する場合は、原則として常勤職員として任用すること。

12. ALTが長期休業中、校外において自主的な研修を行うことができるよう、制度化すること。また、県教委が実施する研修内容について、現場の実態と要求を反映させるため、ALTおよび外国語担当教員の意見を聞くこと。